

答え合わせ・解説

問1	答え 1 下剋上	室町時代の中期から戦国時代にかけて、それまでの身分秩序が崩れ、実力主義の時代へと移行したことを示す言葉です。この風潮によって、守護代や国人といった下の立場にいた者が、主君である守護大名に代わって戦国大名として台頭する動きが加速しました。背景には、幕府の統制力の低下と、土地や民衆を直接支配しようとする実力重視の価値観の広がりがあります。
問2	答え 1 1549年に鹿児島へ上陸し、キリスト教の布教を始めた。	ザビエルは1549年に鹿児島に上陸して布教を開始しました。織田信長と会見して京都での布教を許されたのはルイス＝フロイスらであり、少年使節の派遣を勧めたのはヴァリニャーノです。また、鉄砲を伝えたのは1543年に種子島に漂着したポルトガル人商人であり、宣教師ではありません。
問3	答え 1 1543年に伝えられたこの兵器は、集団戦法への転換を促し、防御力の高い城郭の構造などにも大きな影響を与えた。	1543年（16世紀）に種子島へ鉄砲が伝来したことで、それまでの騎馬戦から足軽による集団戦法へと戦術が大きく変化しました。また、鉄砲の威力に対抗するために、石垣を高く積み上げた堅固な城郭が築かれるようになるなど、軍事・建築の両面で社会に劇的な変革をもたらしました。
問4	答え 1 家臣が独自の軍事力を持つことを抑え、大名による領国支配を強化すること	戦国大名は分国法を通じて、家臣たちの勝手な行動を厳しく制限しました。朝倉氏の事例のように、居城以外の城（支城）を勝手に持たせないようにすることは、家臣が独立した勢力になることを防ぎ、大名の支配下に置くという目的がありました。このように、大名への忠誠を誓わせ、領国内の秩序を保つことが分国法の大きな目的です。
問5	答え 1 家臣たちが実力で主君をしのぐ下剋上の動きを抑え、領内の秩序を維持するために制定された。	戦国大名は、実力至上主義による下剋上が自分の身に及ぶことを防ぐ必要がありました。そのため、家臣間の私闘を禁じ、大名の裁決に従わせることで領国支配を安定させようと分国法を制定しました。一揆はむしろ大名が警戒し、鎮圧すべき対象でした。
問6	答え 1 戦い方が騎馬による一騎打ちから、足軽による集団戦へと変化し、城の構造も強固な石垣を持つものへと変化した。	1543年に種子島に伝わった鉄砲（火縄銃）は、戦国時代の合戦のあり方を根本から変えました。それまでの騎馬戦中心から、訓練された足軽による集団戦が主流となり、織田信長などの有力大名がこれを活用して全国統一を進めました。また、鉄砲の威力に対抗するため、城は高い石垣や堀を備えた大規模なものへと進化しました。
問7	答え 1 イエズス会 — フランシスコ・ザビエル	16世紀のヨーロッパでは宗教改革が起こり、それに対抗する形でカトリック側は自己改革と海外布教を推進した。その中心的な組織がイエズス会であり、創立メンバーの一人であるフランシスコ・ザビエルが日本にキリスト教を伝えた。ルイス・フロイスは織田信長と交流し『日本史』を記した人物であり、ヴァリニャーノは天正遣欧少年使節の派遣を指導した宣教師であるため区別が必要である。
問8	答え 2 下剋上の世において、家臣同士の私的な争いを禁じ、領国内の秩序を安定させて支配力を強めるため。	戦国時代、家臣同士の武力衝突は領国の弱体化につながるため、戦国大名は「喧嘩両成敗」などの規定を盛り込んだ分国法を定め、私闘を禁じました。自らの領地を「一国」として独立して統治しようとする大名の姿勢が、この法の制定に表れています。選択肢にある徳川氏による大名統制は江戸時代の武家諸法度、判例の整理は江戸中期の公事方御定書の説明です。